

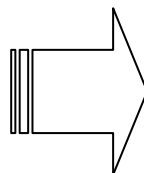
公認会計士試験合格者に係る実務経験の範囲の見直し

公認会計士試験合格者が資格を取得しやすい環境を整備するため、政令・内閣府令の改正を検討(平成24年4月を目途に実施)

(注) 現行、監査業務の補助だけでなく、一般の法人等において2年間の実務経験を踏む場合も、資格取得が可能

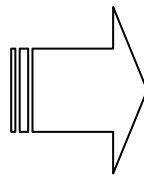
1. 実務経験の対象の拡充

現行は、資本金5億円以上の法人において実務経験を踏む必要



資本金5億円未満の開示会社や、開示会社の連結子会社(海外子会社を含む)も対象に

現行は、国・地方公共団体における実務経験の場合、検査・監査事務を行う必要



国・地方公共団体において財務分析に関する事務を行う場合も対象に

2. 正職員以外の雇用形態での実務経験が排除されないことの明確化